

福岡県モビリティデータ共有に向けた環境整備業務委託仕様書

1. 業務名称

福岡県モビリティデータ共有に向けた環境整備業務

2. 業務概要

(1) 業務実施期間

業務締結日から令和9年3月31日まで

(2) 業務目的

人口減少及び高齢化が全国的に進む中、公共交通機関の利用者数は減少傾向にある。さらにバス・タクシー運転手の減少も要因となって、路線バスの減便・廃止が進んでおり、地域公共交通の維持・確保は危機的な状況である。

こうした状況を受け、路線バスに代わる交通手段として、市町村が運行主体となるコミュニティバス等の重要性が高まっているが、住民の移動実態に応じた最適な公共交通網を形成するためには、官民協調により、客観的なモビリティデータ等が関係者間で共有され、同じ目的に向かって課題分析やあるべき施策を議論することが重要である。こうした課題認識の下、福岡県では令和5年度から7年度の間、MaaS実証事業を通じて、モビリティデータを活用した地域公共交通の再編に向けたデータ利活用事業を実施してきた。

また、MaaS実証について、今年度からは、実証で得られた知見を活用し、市町村や交通事業者の取組を支援すること等により、MaaS実装というデジタルの面と、交通空白対策等フィジカルの面を好循環させることで、持続可能な地域公共交通の実現を目指していく方針である。

については、これまでに実施してきた事業や国の動向、他地域の好事例等を分析しながら、官と民が協調した交通政策の検討を行う環境を整えるため、データ取得・共有・利用に係るルールづくり等の枠組み構築に取り組むとともに、市町村や交通事業者による主体的なMaaSの取組を促進する体制構築に取り組むことを目的とする。

(3) 業務内容

(ア) MaaS実装ワーキンググループ及びデータ共有円滑化の検討サブワーキンググループの事務局運営

県は、令和5年度から7年度にかけて蓄積してきたMaaS実証の知見・成果をベースに、県内におけるMaaS実装のさらなる拡大を目的として、「MaaS実装ワーキンググループ(以下「WG」という。)」及び「データ共有円滑化の検討サブワーキンググループ(以下「サブWG」という。)」を設置するとともに、下記の取組を行うこととしている。

- ・各広域連携エリア、市町村の取組や横展開に対する有識者、交通事業者等による助言
- ・各広域連携エリア、市町村の取組状況の県内全市町村への共有(研修会的役割)
- ・官民のデータ共有円滑化の検討(サブWG)等

本業務においては、上記のWG及びサブWGの実施にあたり、事務局運営全般を行うこととする。

※詳細は別途協議で定めるが、想定される業務を次に挙げる。

- ① WG、サブWGの企画・運営に係る助言
- ② 会議全体の準備や運営
- ③ 当日の議題や資料の準備
- ④ WG 構成員の参画調整

(イ)「データ利活用事業」におけるデータ取得・共有・活用に係る考え方の整理

①国の動向に関する整理

- ・ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正後の動向、地域交通のためのポータルサイト「MOBILITY UPDATE PORTAL」、地域交通 DX 推進プロジェクト「COMmmmons(コモンズ)」の動向等について調査し、体系的に整理すること。

②データ活用意義の整理

- ・ 自治体および交通事業者に対しヒアリングを実施し、それぞれが保持するデータを共有することで得られる成果について取りまとめること。

③データ共有に係る協調領域の立案

- ・ 広域的な連携や交通空白の解消、公共交通利用者の獲得を目指すことを目的に、共有が求められるデータの種別とその分析方法についてとりまとめること。
- ・ なお、取りまとめにあたっては、地域の特徴や移動に関わるデータの保有状況に関する状況を加味した上で、ケーススタディを実施すること。

④データ共有に関するルール化

- ・ ①～③で検討した内容について、体系的にとりまとめる。
- ・ 整理にあたっては、県及び交通事業者(必要に応じた回数実施)において整理した考え方を提案し、議論の内容を反映した上で最終案を作成すること。

(ウ)アドバイザー業務

- ・ 業務期間中、県が委託事業者に対して当該業務に関連する助言等を求めた際には、随時対応すること。また、発注者との協議の上、資料を作成すること。

3. 成果品

(1)成果品

成果品は以下の表に定めるものとする。なお、本業務で得られた成果品は県に帰属する。

No	項目	規格等	数量
1	分析結果を含む実施報告書	PPT/WORD/EXCEL形式	1部

(2)納入場所

福岡県市町村・地域振興部空港・交通政策局交通政策課(福岡市博多区東公園 7 番 7 号)

(3)秘密の保持

本業務に関し、受注者が本県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。また、本業務に関し、本業務で知り得た県の業務上の秘密を保持しなければならない。

4. 特記事項

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受注者と福岡県交通政策課が協議し、決定する。